明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　一
○インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件の一部を改正する件（総務三〇七）　二
○インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三〇八）　二
○周波数割当計画の一部を変更する件（同三〇九）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務二七七）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二七二）　三
○ルワンダ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七三）　三
○少数生産車の型式を承認した件（経済産業・国土交通・環境九四～九七）　三
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同九八～一〇一）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通七八〇～七八二）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七八三、七八四）　四
○道路に関する件（関東地方整備局三五〇）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同三五一）　六
○道路に関する件（四国地方整備局七二）　六
○登録住宅性能評価機関の変更届出の件（沖縄総合事務局四一）　六
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
内閣　復興庁　財務省　最高裁判所　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔褒賞〕　八
〔官庁報告〕
通運　八
海事補佐人の登録（海難審判所）　八
労働　八
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（交通政策審議会）　九
〔資料〕
閣議決定等事項　九
〔公告〕
諸事項
官庁　九
財団、司法書士懲戒処分、公示送達、登録包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　九
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
特殊法人等　三〇
平成二十四年度文部科学省共済組合の決算、独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　三〇
地方公共団体　三一
公示送達関係　三一
会社その他

告示

○金融庁・総務省告示第一号

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百八条第一号の規定に基づき、平成十九年金融庁総務省告示第一号（郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月十三日から施行する。

平成二十五年八月六日

金融庁長官　畑中龍太郎
総務大臣　新藤　義孝

第六号中「長野県下伊那郡平谷村」の下に「、同郡売木村」を加える。

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第六項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一号（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月六日

総務大臣　新藤　義孝

第一項の表受ける電波の型式及び周波数の欄中「1,530.000 MHzから1,545.000 MHzまで」を「1,537.000MHzから1,544.200MHzまで」に改める。

○総務省告示第三百八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十条の四第二項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月六日

総務大臣　新藤　義孝

第一の二の2㈠及び㈤⑴ア中「一、五三〇MHzから一、五四五MHzまで」を「一、五三七MHzから一、五四四・二MHzまで」に改める。